

# 第2章

---

## 全体構想



## 第2章 全体構想

## 1. 都市づくりの理念と目標

## (1) 都市づくりの基本理念

第5次和歌山市長期総合計画（基本構想）では、和歌山市のめざす将来像を“きらり 輝く 元気な和歌山市”としています。この将来像を実現するため、都市計画としては、第1章における和歌山市の課題を踏まえて、中核都市として和歌山市の持つ多様な魅力を高め連携することと地域間の交流を進めることが最も必要と考え、下記の7項目の基本目標のもと、まちづくりを進めていきます。

第5次和歌山市長期総合計画（基本構想）：《和歌山市の将来都市像》

**“きらり 輝く 元気な和歌山市”**

第5次和歌山市  
長期総合計画  
《将来都市像》

安定した雇用を  
生み出す産業が  
元気なまち

住みたいと選ば  
れる魅力が  
あふれるまち

子供たちが  
いきいきと  
育つまち

誰もが安心して  
住み続けられる  
持続可能なまち

都市計画マスタープラン  
《都市計画としての目標》

- ① 中核都市として多様な機能と魅力を持つまちづくり
- ② 多様な拠点が高め合うまちづくり
- ③ 交通ネットワークの充実による連携のまちづくり
- ④ 誰もが安心、安全で快適に住み続けられるまちづくり
- ⑤ 自然や歴史文化を活かした観光と交流のまちづくり
- ⑥ 環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり
- ⑦ 市民や多様な主体の連携で行うまちづくり

まちづくりの基本理念と目標

## (2) 都市づくりの基本目標

### ① 中核都市として多様な機能と魅力を持つまちづくり

和歌山市は、近畿圏南部において文化や経済など様々な面で中心的な役割を果たしてきました。今後、市街地中心部は近畿圏南部のビジネスの中心地としての機能をさらに高めつつ、商業、教育・文化、医療・福祉が複合した都市機能を充実するとともに、まちなかでの居住を促進することにより、市街地中心部の活性化を図ります。

### ② 多様な拠点が共に高め合うまちづくり

これまで和歌山市が発展する中で、紀の川北岸地域や郊外部の駅・インターチェンジ周辺や幹線道路沿い等の交通利便性の高い地域等において、多様な機能が集積し、新たな生活圏が形成されています。今後は、市街地中心部やそれぞれの地域が持つ特性や資源を生かした多様な地域拠点相互を連携しながら、新たな魅力を引き出すまちづくりを進めます。

### ③ 交通ネットワークの充実による連携のまちづくり

和歌山市では、これまで地理的な制約を超えた交流や市内交通の円滑化に向け、幹線道路や生活道路の整備を進めるとともに、公共交通機関の機能強化や、港湾機能の充実に努めてきました。今後は、市街地中心部とそれぞれの地域が持つ特性や資源を生かし、多様な地域拠点が相互に連携しながら、新たな魅力を引き出すまちづくりを進めます。

### ④ 誰もが安心・安全で快適に住み続けられるまちづくり

子供から高齢者まで、あらゆる市民が健康で文化的な生活が営めるよう、また、安心して安全に住み続けられるように、住環境、ライフライン、河川・雨水対策等の都市基盤の整備を進めるとともに、地震・火災・水害・土砂災害等災害や、交通災害から市民を守る防災機能の充実や、バリアフリー化に配慮した人に優しいまちづくりに努め、まち全体の機能を高めていきます。

### ⑤ 自然や歴史文化を活かした観光と交流のまちづくり

和歌山市には、紀の川とその支流、和歌浦などの水辺環境や、紀州徳川家の居城であった和歌山城、紀三井寺などの歴史文化施設があり、様々な観光を楽しむことができます。このような既存資源を効果的に活用するとともに、和歌山らしい景観の創出に努め、多様な魅力の連携により、広域の都市圏との交流を進め、まちの活力を高めます。

### ⑥ 環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり

環境への負荷の低減を図るため、省エネルギー対策の推進、新エネルギーの利用、公共交通機関の利用促進など環境に配慮した取り組みを市民、民間団体及び事業者と共に進め、人と自然が共生する環境にやさしいまちづくりをめざします。

## ⑦ 市民や多様な主体の連携で行うまちづくり

社会全体で行政と多様な主体の役割分担によるまちづくりが求められています。市民自身が身近なまちの個性を発見し育むことができるよう、市民参加への支援を行うとともに、NPOをはじめとする新たな担い手や自治会など地域の団体との連携を進め、きめ細かいまちづくりを進めます。

## (3) 区域区分の設定

和歌山市では、これまで都市施設の効率的な整備と無秩序な開発を抑制するために、都市計画区域内を市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に分け、都市計画を行ってきました。今後も区域区分制度を維持し、秩序ある都市の形成や多様な拠点への都市機能の集積に向けてまちづくりを進めます。

市街化区域	現に市街化している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化が図られることが確実な区域であり、「住居系地域」、「商業系地域」、「工業・流通業務系地域」等の土地利用で構成します。
市街化調整区域	無秩序な市街化を抑制すべき区域であり、「山林」、「農地」、「集落地」、等の土地利用で構成します。

## (4) 将来人口の設定

本計画の目標年次である平成37(2025)年の目標人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」で示す332,000人を基本とし、人口ビジョンケース⑤における人口を展望します。

	実績	将来人口(目標)	
	平成27(2015)年	平成37(2025)年	平成47(2035)年
人口(人)	364,154	332,000	298,400

<和歌山市人口ビジョンにおける目指すべき人口展望>

	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)	平成72年 (2060)
人口(人)	355,000	341,000	337,000	345,000	363,000

(資料：和歌山市人口ビジョン)

《参考：区域区分別人口》

年 度	実 績		推 計 値				
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 32年	平成 37年	平成 42年	平成 47年
①都市計画区域人口(人)	375,591	370,364	364,154	347,200	332,000	315,500	298,400
②市街化区域人口(人)	329,390	320,890	311,100	301,600	292,000	283,000	274,400
③市街化調整区域人口(人)	46,201	49,474	53,054	45,600	40,000	32,500	24,000
市街化区域面積(ha)	7,404	7,404	7,415.4	7,415.4	7,415.4	7,415.4	7,415.4
市街化区域人口密度(人/ha)	44.5	43.3	42.0	40.7	39.4	38.2	37.0

※①都市計画区域人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)、平成27年の都市計画区域人口は、国勢調査の確定値。市街化区域人口は回帰式による推計値。市街化調整区域人口は都市計画区域人口から市街化区域人口を差し引いた値。

※②市街化区域人口：和歌山県区域マスタープラン(紀北圏域)による推計値。

## 2. 将来の都市構造と土地利用の方向性

### (1) 将来都市構造

#### 1) 長期総合計画における都市構造との関連

和歌山市はこれまで市街地が拡大し、中心市街地の空洞化等が進む反面、大規模開発地や埋立地において新たな産業、観光、学術等の機能が集積してきました。そのため、かつては市中心部のみが大きな拠点となっていましたが、都市が発展する中で様々な魅力や特性を持つ地区が周辺に形成され、今後新たに発展する可能性のある地区もあります。そのため、中心市街地をはじめ、様々な地区が都市全体のなかで、どのように連携し、共生していくか都市構造を定める必要があります。

第5次長期総合計画では、“きらり 輝く 元気和歌山市”をめざすべき将来都市像とし、誰もが安心して住み続けられる持続可能なまちへ向けて、「多極型のコンパクトなまちづくり」が方向づけられています。

これらを実現化していくため、都市計画マスタープランでは和歌山市の都市形成、交通網、中核施設の立地状況など、より即地的な空間現状を踏まえた上で、都市計画として位置づけの必要な拠点や都市機能等を中心に、中心部と各拠点とのネットワークによる連携型の将来都市構造を定めていきます。

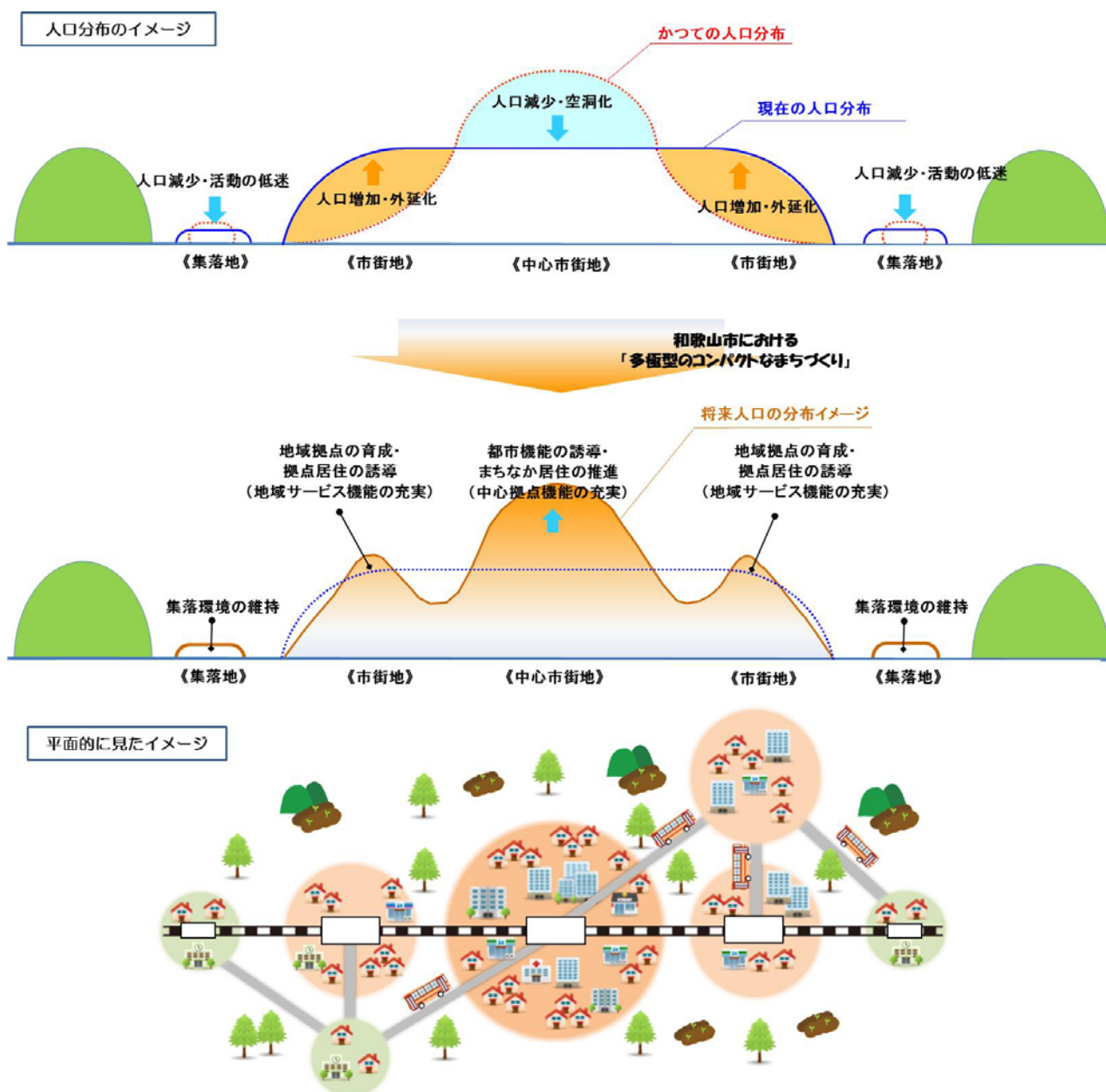
#### 《第5次長期総合計画における土地利用の方向性》

中心市街地や周辺地域の拠点において、地域の特性や資源に応じ、必要な都市機能が誘導され、拠点間が交通ネットワークで結ばれることで相互に補完しあえる「多極型のコンパクトなまちづくり」を進めます。

## 2) 和歌山市がめざす多極型のコンパクトなまちづくりのイメージ

和歌山市がめざす「多極型のコンパクトなまちづくり」は、今後の人口減少社会を迎える中で、市街地をコンパクトにすることだけでなく、「中心市街地」、「市街地」、「集落地」のそれぞれが役割を補完しながら、和歌山市全体として持続可能であることを目指すものであり、それぞれの特性に応じた拠点を配置するとともに、必要となる都市機能や生活サービス機能の充実を図っていくこととします。

このことにより、各種の都市機能が集積した「中心市街地」におけるまちなか居住だけでなく、自然環境や地域資源を活かした田園（集落地）居住など、市街地のコンパクト化をめざしつつ、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な暮らし方が選択できるまちづくりにより、それぞれの地域において暮らし続けられる環境づくりを進めます。



多極型のコンパクトなまちづくりへの人口及び拠点配置イメージ図

### 3) 都市計画マスタープランにおける都市構造の考え方

将来都市構造とは、都市づくりの理念と目標等を踏まえ、将来あるべき本市の骨格（ランドデザイン）を示すものです。ここでは、和歌山市が目指す中心部と各拠点とのネットワークによる連携型の将来都市構造の基本的な考え方を示すとともに、都市の骨格を構成する要素として、都市機能や日常生活機能などが集積する「拠点」、都市活動を支え中心部や拠点等を連絡する「都市軸・交通軸」、市街地機能のまとまりや保全すべき自然環境の連なり等を目指す「ゾーン」の3つの要素を基本に将来都市構造を示します。

#### ○拠点

和歌山市において、まちや地域の活力・賑わいを創出し、多くの人々や物が集まり交流を進める地区として次のように位置づけます。

都市計画マスタープランにおける定義	
《中心拠点》	○商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとする多様な機能の集積地区
《地域拠点》	○地域の特性に応じた暮らしや活動を支える機能の集積地区
《集落拠点》	○集落地の生活において必要となる生活サービス機能の集積地区 ・市街化調整区域における駅周辺や特定集落

#### ○都市軸・交通軸

和歌山市の中心地や拠点間を結びつけるとともに、産業活動や市民生活を支え、土地利用の誘導に重要な役割を果たす公共交通網や主要道路網を「都市軸・交通軸」として次のように位置づけます。

都市計画マスタープランにおける定義			
《広域連携軸》	○広域的な都市間をネットワークする高速道路等及び鉄道網	高規格幹線道路 地域高規格道路	・阪和自動車道 ・京奈和自動車道 ・第二阪和国道
		幹線鉄道	・J R 阪和線 ・J R 紀勢本線 ・南海本線
《地域連携軸》	○地域間及び拠点間をネットワークする主要道路及び都市鉄道、基幹公共交通軸	主要道路	・一般国道の一部 ・主要地方道の一部 ・都市計画道路の一部
		都市鉄道	・J R 和歌山線 ・南海和歌山港線 ・南海加太線 ・和歌山電鐵貴志川線



## ○ゾーン

和歌山市の現状の市街地形成や計画的な土地利用規制を踏まえ、それぞれの地域の特性や「拠点」、「都市軸・交通軸」との配置に適応した市街地機能の集約したまとまり及び保全すべき自然環境や機能の連なりを目指す地区として次のように位置づけます。

都市計画マスタープランにおける定義	
《工業機能ゾーン》	○周辺環境との調和に配慮しながら、工業機能の維持強化を図るとともに、さらなる工場や関連産業の誘致を通じた雇用の促進など、生産環境の維持・整備を図る地区。
《産業・物流機能ゾーン》	○産業や物流機能等の需要に対応し、地域の活性化や雇用促進などを図る地区 ・ 阪和自動車道インターチェンジ周辺 ・ コスモパーク加太周辺
《観光レクリエーション機能ゾーン》	○観光交流を牽引する観光レクリエーション地区 ・ 和歌山城周辺 ・ 加太・友ヶ島・磯ノ浦 ・ 和歌浦・紀三井寺・マリーナシティ ・ 和佐・山東周辺

## (2) 多極型コンパクト都市の形成

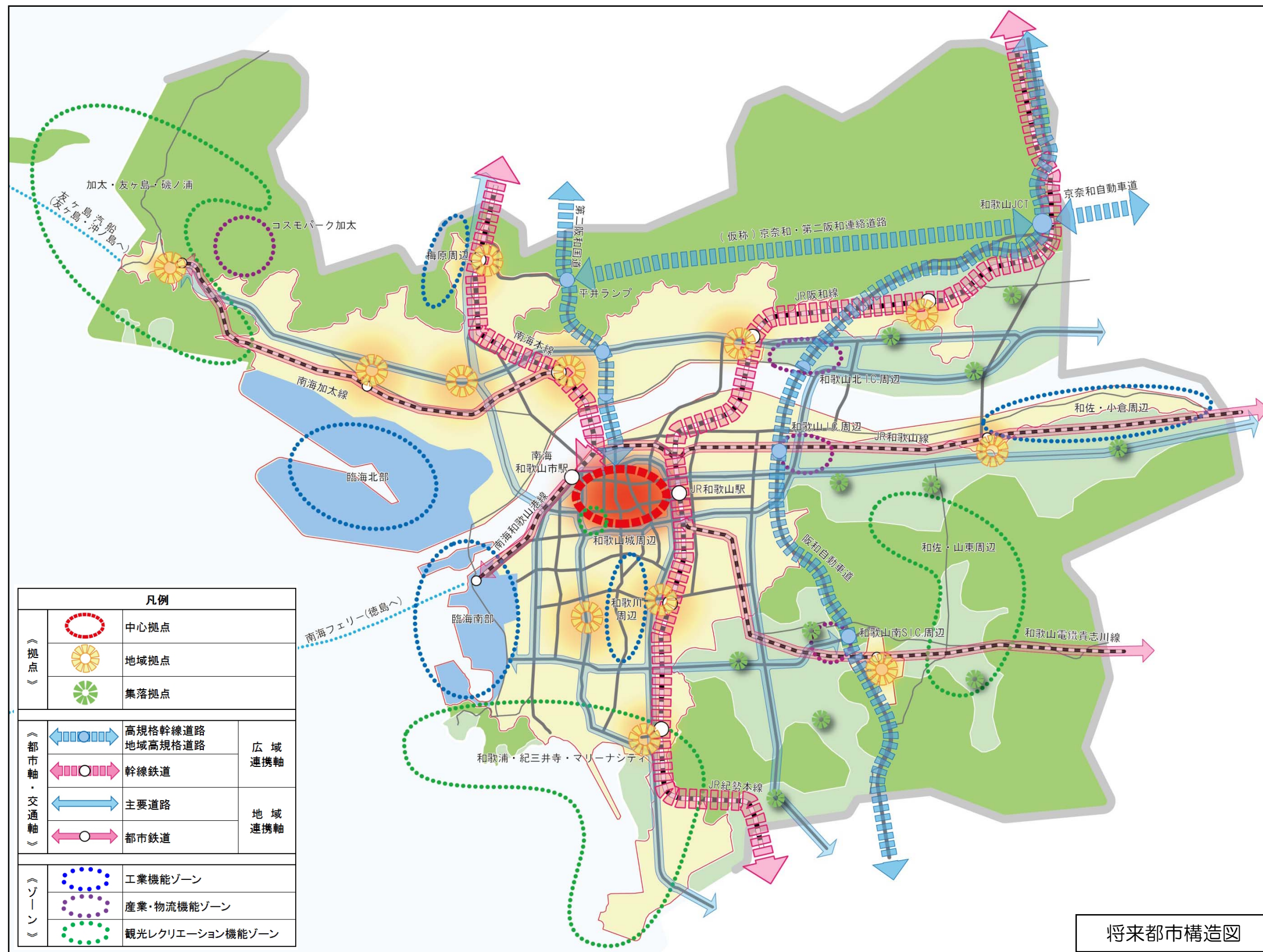
都市構造の考え方を踏まえ、和歌山市における「多極型のコンパクトなまちづくり」への対応を図っていきます。

### ◆中心拠点及び地域拠点の都市機能誘導の方向

- 中心拠点では、都市機能誘導区域と連動し、本市ならびに広域圏の中心的な機能を担う地域として、商業・業務、医療、子育て支援、地域文化等の都市機能のさらなる集積による魅力の向上を図り、商業の活性化やまちなか居住を促進し、交流人口の拡大による賑わいのある中心拠点の創出を進めます。
- 地域拠点では、地域の特性に応じ、生活サービス、居住、交通結節機能等の日常生活機能の充実を都市機能誘導区域と連動して進め、地域の活性化と持続性の確保を図ります。

### ◆集落拠点の機能誘導の方向

- 集落拠点では、既存の施設を活かし、日常生活に必要となる買い物環境などの充実を進め、地域の維持を図ります。



将来都市構造図



### 3. 都市整備の基本方針

#### (1) 土地利用の方針

「多極型のコンパクトなまちづくり」の実現に向け、各地域の特性を活かしながら、計画的な土地利用を行うことが必要です。次に示す6つの項目を基本方針として土地利用を進めます。

- 土地の合理的かつ適切な保全、活用を図るとともに、安全で快適な市民生活や、効率的な社会経済活動の場を確保し、各地域の特性を活かした土地利用を促します。
- 中核都市として商業、業務、工業等の中核機能を果たすため、様々なニーズに対応できる中心商業業務地、高い機能を持った工業の集積地、学術、観光、流通などの個性ある機能など、賑わいと活気のある都市の形成をめざします。
- 中心市街地やその周辺には中高層を含む都市型住宅地、郊外には低層な専用住宅地など、地域特性に応じた緑豊かで潤いのある、安心して安全な住宅地の整備を図り、快適な環境の市街地の形成をめざします。
- 市街化区域内の幹線道路沿道において現状の都市機能が変化しているエリア、開発予定地、利活用が望まれる低未利用地等において、都市計画的手法等を用いるなど、適正な土地利用を誘導します。
- 市街化区域を取り囲む山林緑地や農地は、市全体に潤いとやすらぎを与え、農業生産を支える基盤であるため、その保全と有効活用を促進します。
- 市街化調整区域では、開発基準や市街化調整区域の土地利用方針に基づき、守るべき山林や農地の無秩序な開発を抑制し、適正な土地利用に努めます。

#### 1) 市街化区域

良好な都市環境の維持・形成を図るとともに、都市機能が集積した利便性の高い市街地を形成するため、用途地域や立地適正化計画等に基づき、土地利用を誘導します。

##### ① 住居系地域

既成の住宅地は、良好な景観や環境の保全・整備、防災機能の向上などに努め、快適な居住環境の充実を図ります。

新しい住宅地は、地域の特性や立地条件に応じて、緑豊かで潤いのある景観や環境の形成をめざし、宅地開発の適切な規制及び誘導に努めます。

また、まちなか居住の推進に向けて空家や未利用地の活用を図ります。

##### ② 商業系地域

ぶらくり丁を中心とするJR和歌山駅から南海和歌山市駅間の中心市街地については、都市機能誘導区域への新たな都市機能の誘導等による高度化を図るとともに、集積して

いる都市機能を有効に活用してまちなか居住を推進し、賑わいあるまちの形成をめざします。

### ③ 工業・流通業務系地域

重化学工業等の大規模工場など臨海部の工業集積地や幹線道路沿いの工場集積地については、高速道路インターチェンジや港湾機能との接続強化を図ります。

内陸部にある地域に根付いた工業や和歌山市の地場産業は、産業の活性化を促し持続ある成長により地域の雇用を確保し、和歌山市の発展・活性化につなげていきます。

幹線道路沿道については、流通業務機能の誘導に努めます。また、利便性の高い高速道路インターチェンジ周辺は、その多くが市街化調整区域であることから、周辺環境に配慮しつつ、新規産業地等として計画的な産業等の誘導を図ります。

臨海部については、港湾管理者が水域と一体的に管理運営するため、臨港地区を指定して適切な土地利用を図ります。

### ④ 都市農地（市街化区域内農地）

都市農地（市街化区域内農地）は、今後の立地適正化計画やまちなか居住の誘導など、コンパクトなまちづくりに向けた取組みとの連携を図り、保全と活用を図ります。

また、宅地需要の鎮静化に伴う農地転用の必要性の低下、体験型農業、防災、緑・やすらぎ、景観形成等に果たす役割への市民意識の高まりを踏まえ、「都市と緑・農との共生」に向けて、都市の産業としての機能や体験機会の充実、防災空間、地域の良好な景観の形成や環境保全機能の発現への活用について検討を進めていきます。

市街化区域の土地利用方針を踏まえ、土地利用の区分を次のように設定します。

区域区分	用途地域		土地利用の考え方	
市街化区域	住居系地域	住居専用地域	低層住宅地	戸建住宅を主体とする良好な住環境の低層住宅地
			中高層住宅地	中層、高層の住宅を主体とする中高層住宅地
			・住宅地としての環境を維持、保全する地区として、良好な住環境に配慮し、公共公益施設や日常生活の利便のための店舗、事務所等の立地を許容します。	
		住宅・商業複合地域	一般住宅地	住宅と居住環境悪化のおそれが少ない商業施設などを含む地区
			住宅・商業複合地	住宅地において日常生活の利便施設や業務施設が多く立地する地区
			住居系沿道サービス地	主要な道路の沿道で、沿道サービス施設が集積する地区
	・良好な居住環境に配慮し、店舗・事務所・作業所等の立地を許容する利便性の高い住宅地の形成を図ります。			
	商業系地域	近隣商業地	主として地域の人々が、日常的に利用する店舗等が集積する地区	
		中心商業・業務地	商業、業務機能が集積する地区	
		観光レクリエーション地	旅館、飲食、娯楽施設などが集積する地区	
		・中心市街地の商業、業務機能や地域の生活サービス利便施設、観光地の旅館、飲食店など、店舗や事務所等の利便の増進を図ります。		
	工業・流通業務系地域	流通業務施設地	幹線道路沿道等で物流施設が集積する地区	
		複合工業地	工業系施設と他用途の施設が共存する地区	
		工業地	工場が集積する地区	
		工業専用地	重化学工業施設等が立地する地区	
・工業や物流の利便の増進を図ります。				

## 2) 市街化調整区域

### ① 山林

水源の涵養、環境保全などの多面的機能を有する山林については、無秩序な開発を抑制し、生態系に配慮した良好な自然環境を保全するとともに、市民が自然とふれあう憩いの場としての適正な活用を図ります。

### ② 農地

農業振興地域内の農地については、農地の活用や高度利用、農業生産基盤の整備を進め、営農環境の充実を図ります。あわせて、緑地や景観の保全により、憩いと安らぎの提供など、都市住民に親しまれる農業空間の形成を図ります。

## ③ 集落地

市街化調整区域内に点在する既存の集落地が有するそれぞれの特性を活かしつつ集落の拡散を防止し、豊かな自然環境と共生する良好な住環境を重視したコンパクトで便利な集落地形成の誘導を行い、地域のコミュニティの維持・形成を図ります。

また、国道24号、和佐山口線、西脇山口線、市駅和佐線、主要地方道和歌山橋本線などの幹線道路沿道やJR阪和線、JR和歌山線、和歌山電鐵貴志川線の駅周辺、日常生活圏が市街化区域と一体的な集落地（小倉、岩橋、坂田・神前、内原・本渡）などでは、その位置特性から必要となる一定の用途の建築物等の適正な誘導を図ります。

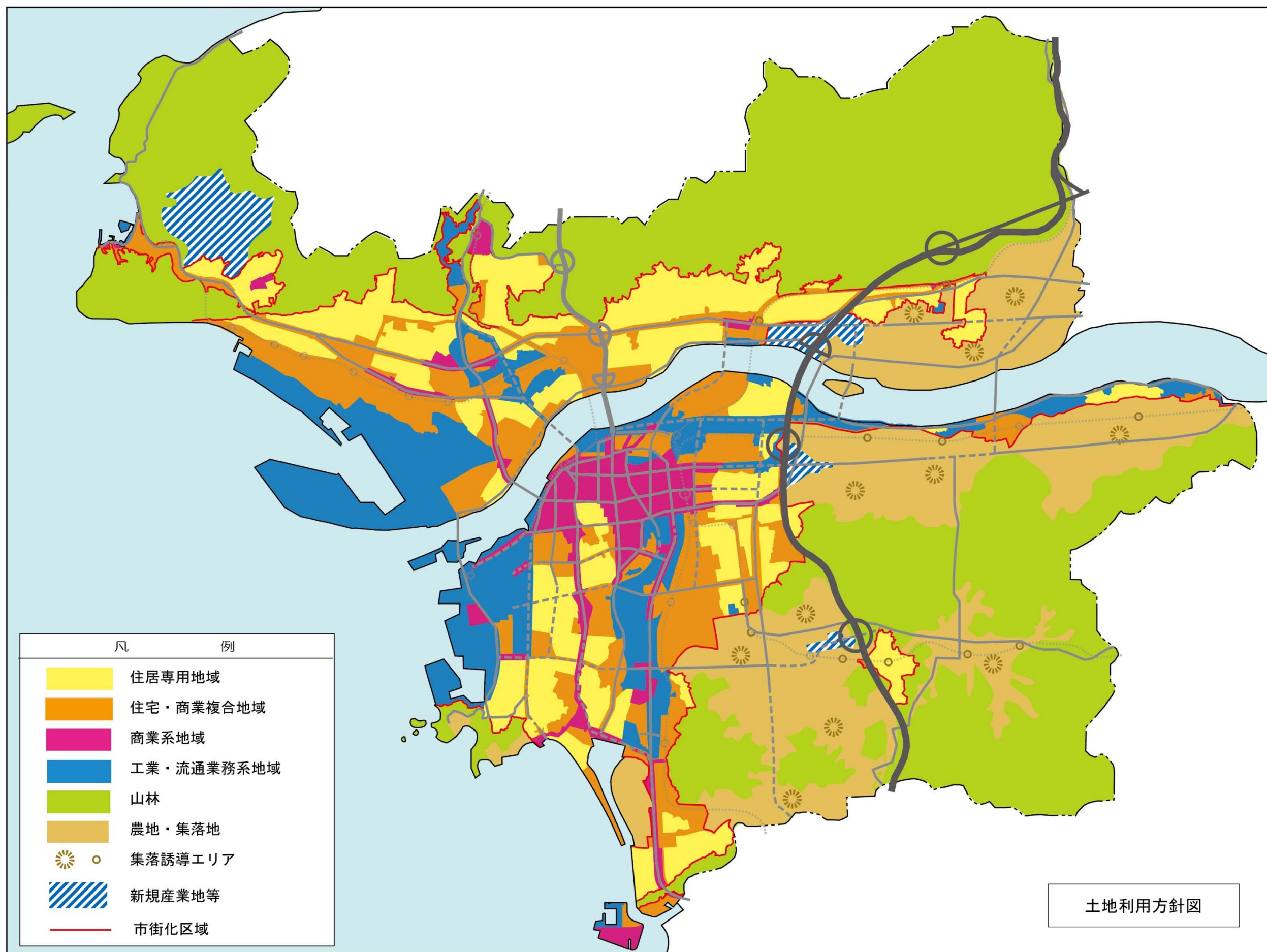
## ④ 新規産業地等

和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ及び和歌山南スマートインターチェンジ周辺については、農業等の周辺環境との共生に配慮し、広域ポテンシャルを活かした産業・物流等の適正な土地利用の誘導を図り、地域の活性化や利便性の向上に向けたまちづくりを促します。

市街化調整区域の土地利用方針を踏まえ、土地利用の区分を次のように設定します。

区域区分	区分	土地利用の考え方
市街化調整区域	山林	市街化区域背後の貴重で豊かな自然環境、景観を守る山林 ・山林等の保全による防災機能の維持を図ります。
	農地	市街化区域の外縁部に広がる農地 ・市街化区域の外縁部に広がる農地は、無秩序な市街化を抑制し、営農環境や居住環境を阻害する開発を抑制します。 ・農業基盤の整備が行われた地域は、無秩序な転用を抑制し、農業の振興を図ります。
	集落地	農業、漁業等郊外既存集落地 ・無秩序な市街化を抑制し、農業、漁業等郊外既存集落地が有する地域特性を活用した集落地形成の方策を検討します。
	新規産業地等	インターチェンジ周辺等において計画的な産業等の誘導を行う区域 ・農業等の周辺環境との共生に配慮し、広域ポテンシャルを活かした産業・物流等の適正な土地利用の誘導を図ります。 ・また、ポテンシャルを十分に活かすため、ガイドラインに定める後続開発に留意した適切な基盤整備と一定規模以上の整形な一団の土地での開発により、計画的な土地利用と街区形成を進めます。





土地利用方針図



## (2) 市街地整備の方針

今後の市街地整備では、「多極型のコンパクトなまちづくり」の実現に向けた各ゾーンの都市機能を高めるための整備、その他の市街地においては防災面の改善、人口の定着に向けた居住環境の整備が必要です。市街地整備については、以下の項目を基本方針として整備を進めます。

- 各拠点及びゾーンへの機能集積や再生に向け、それぞれのゾーンの特性に合った、集約的な市街地整備を実施します。
- さらなる少子高齢化が進む中、人口の定着に向け、地域ニーズに応じた住宅の供給や利便性の高い中心部周辺においてまちなか居住を進めていきます。
- 防災面を中心に既成市街地の改善や、都市内空地として市街化区域内農地の活用を行っていきます。

### 1) 中心拠点

中心拠点では、商業、業務、文化、行政機能等が集積した利便性を活かすとともに都市機能誘導区域における高次な都市機能の充実により、まちなか居住の促進を図るとともに、市内外との交流人口の増加を図り、中心市街地としての都市機能の充実を図ります。

また、都市再生の起爆剤となる土地利用の高度化、都市機能の更新に資する市街地開発事業を進めていきます。

### 2) 工業機能ゾーン

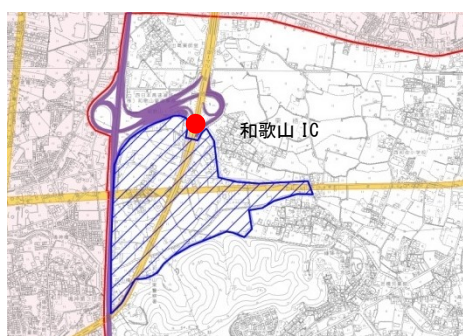
工業機能ゾーンは今後とも和歌山市の産業を支える柱として、工業の利便の促進を図り、工業に特化した土地利用を進め、省エネルギー対策の推進や新エネルギーの利用など環境に配慮した施設への転換を促します。臨海部では、工業地の保全と未利用地の活用による新産業の誘致、内陸部の工業機能ゾーンでは工業機能の向上に向けた基盤施設整備について検討を進めます。

### 3) 産業・物流機能ゾーン

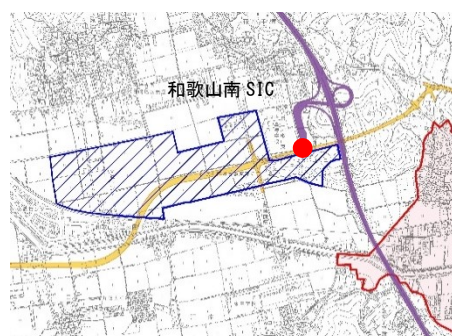
産業・物流機能ゾーンのうち、和歌山県による企業用地「コスモパーク加太」周辺では、さらなる企業参入による活性化を図ります。また、阪和自動車道と和歌山インターチェンジ周辺や和歌山北インターチェンジ、和歌山南スマートインターチェンジ周辺においては、交通機能を活かした流通業務機能などの新たな産業等の拠点形成をめざし、雇用創出や交通機能の強化を促します。



和歌山北インターチェンジ周辺



和歌山インターチェンジ周辺



和歌山南スマートインターチェンジ周辺

### <新規産業地区域図>

#### 4) 観光レクリエーション機能ゾーン

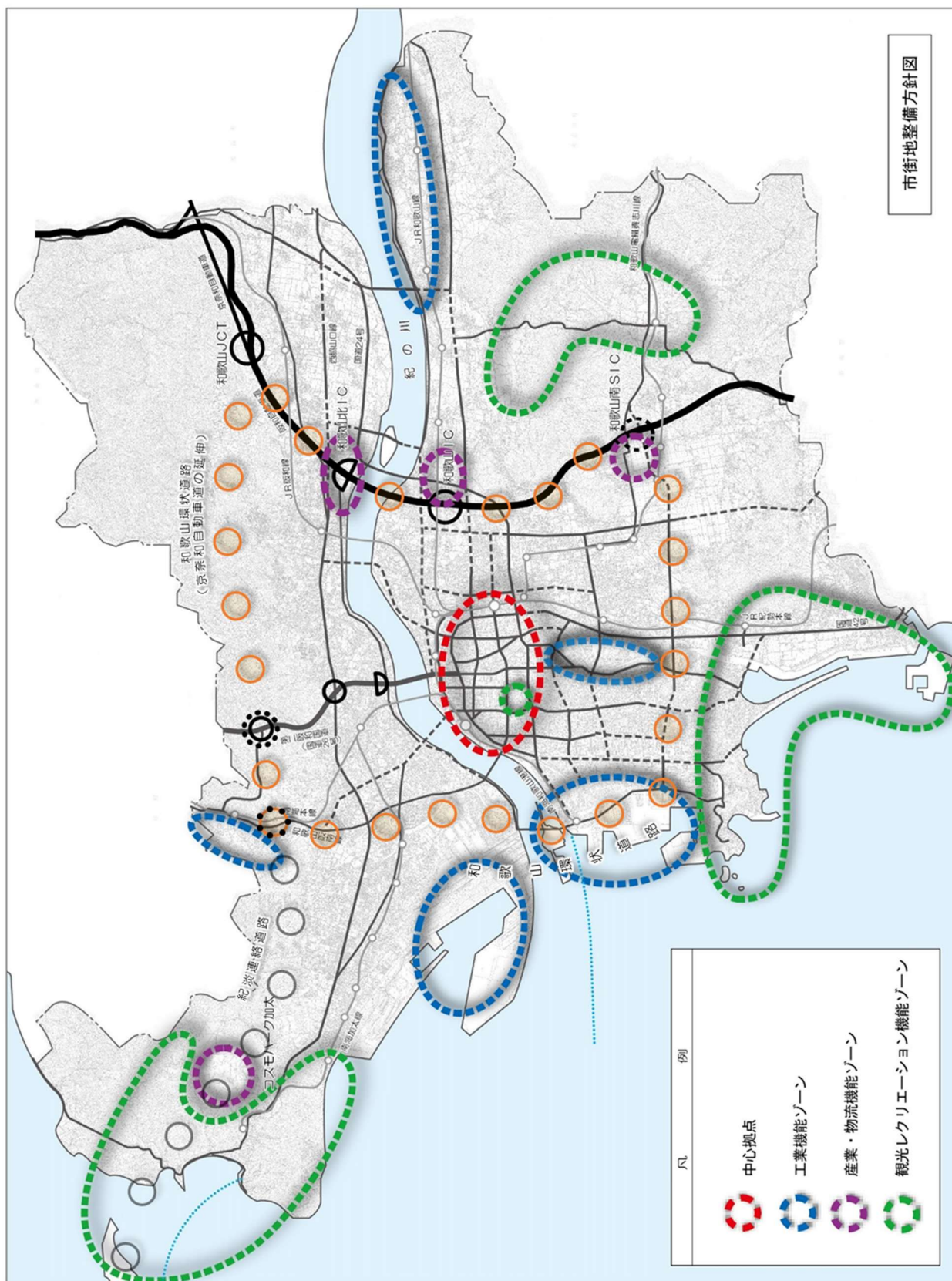
和歌山市における海、山、川等の良好な自然景観や歴史資源を活用し、京阪神・関西空港に近い立地条件を活かし、国内・外の観光客誘致による地域活性化に向け、全市的な取り組みを進めていきます。

自然と史跡の宝庫である加太・友ヶ島地域では、戦前の史跡を保全・活用を行うとともに、マリンレジャーや磯釣り、キャンプ等の様々な観光を楽しめる地域づくりを行います。また、案内板や標識・栈橋等の基盤施設の保全・充実を図ります。

自然環境と歴史的・文化資源が共存する和歌浦湾地域及びその周辺地域においては歴史的・文化施設の保全・活用を行うとともに、観光遊歩道や海水浴場の駐車場整備等の基盤施設の保全・充実を図ります。また、宿泊客の増加に向け、施設のリニューアルや周辺整備についても検討していきます。多様なレジャーを楽しむことのできるマリナーシティも含めた観光施設間の連携による新たな観光ルートの検討や施設のPR活動など、ソフト面の充実も図ります。

紀伊風土記の丘及び四季の郷公園を含むエリアでは、周辺の自然・農村環境に加え、熊野古道や旧中筋家住宅を活用した観光拠点の形成に向けた検討を行います。

重要な文化遺産であり、和歌山市のシンボルである和歌山城においては、既存施設の保全・管理を進めるとともに、イベントや美化活動によるイメージアップを図り、集客力を高めていきます。



### (3) 交通施設整備の方針

#### 1) 道路の整備方針

- 都市全体の活性化に向け、各都市機能ゾーンや地域拠点の連携を促す道路整備を進めます。
- 広域幹線道路、都市計画道路、生活道路等の機能に応じた適切、効果的な整備を歩行者・自転車通行空間の整備も含めて行うことにより、円滑で安全、快適に移動できる道路整備を進めます。
- 着実な道路網整備を行い、多様なルート選択を可能にすることで渋滞を緩和し、温室効果ガスの削減に貢献します。
- 道路施設の老朽化に対応するため、施設の維持管理計画をもとに適切な維持管理と長寿命化を図ります。
- 災害時の避難路や延焼遮断帯などの防災機能に配慮した道路の整備を進めます。
- 公共空間を構成する要素として、景観や環境に配慮した道路整備を進めます。

#### ① 広域幹線道路

広域的な交流や連携を図るため、和歌山市と周辺都市を連絡する高規格幹線道路、一般国道、主要地方道を広域幹線道路として位置づけ、交通の円滑化と適正な市街地形成に配慮し、整備を進めます。

和歌山環状道路の一部である京奈和自動車道の延伸について事業化を促進します。また、紀淡海峡を経て淡路島に至る紀淡連絡道路については、長期的視点で取り組みます。

#### ② 都市計画道路

都市計画道路は、地域間の連携を図り、交通渋滞を緩和し、まちの骨格となる路線を重点的に整備します。10年間で重点的に整備を進める重点整備路線区間では、関係機関と協力し、8路線のうち4路線（南港山東線・西脇山口線・市駅和佐線・北島湊線）が開通し、残りの4路線（松島本渡線・今福神前線・嘉家作府中線・有本中島線）についても早期完成をめざします。平成27年度には、都市計画道路の必要性や実現性等を検討し、路線の廃止を含め都市計画の変更を行いました。今後も、社会・経済情勢の変化を踏まえ都市計画道路の見直しを検討します。

### ③ 生活道路

地域住民が日々利用する日常生活に密着した生活道路は、街区の形成、空間機能、防災機能、通信・供給処理施設の収容機能などに配慮しながら、歩行者や自転車の安全で快適な道路空間としての整備を進めます。

生活道路は歩行者優先を基本とし、道路規格、使用形態に合わせ自動車交通との共存を図りつつ、通過交通の抑制、排除に努めます。

生活道路の整備、改善にあたっては、道路の拡幅のみならず、現道幅員における歩道や交通安全施設の設置、電柱の移設、自動車速度抑制策、段差解消、防災上の避難機能の確保などのハード整備、交通規制などのソフト整備にわたる整備を行っていきます。

また、生活道路の整備・改善には、沿道住民、地権者の協力が不可欠であり、地域の実情を配慮し整備を進めます。

民間事業者による新規開発地では、良好な市街地形成のため、行き止まり道路等を抑制し、適切な道路網の形成を図ります。



・車道のジグザグ（コミュニティ道路）

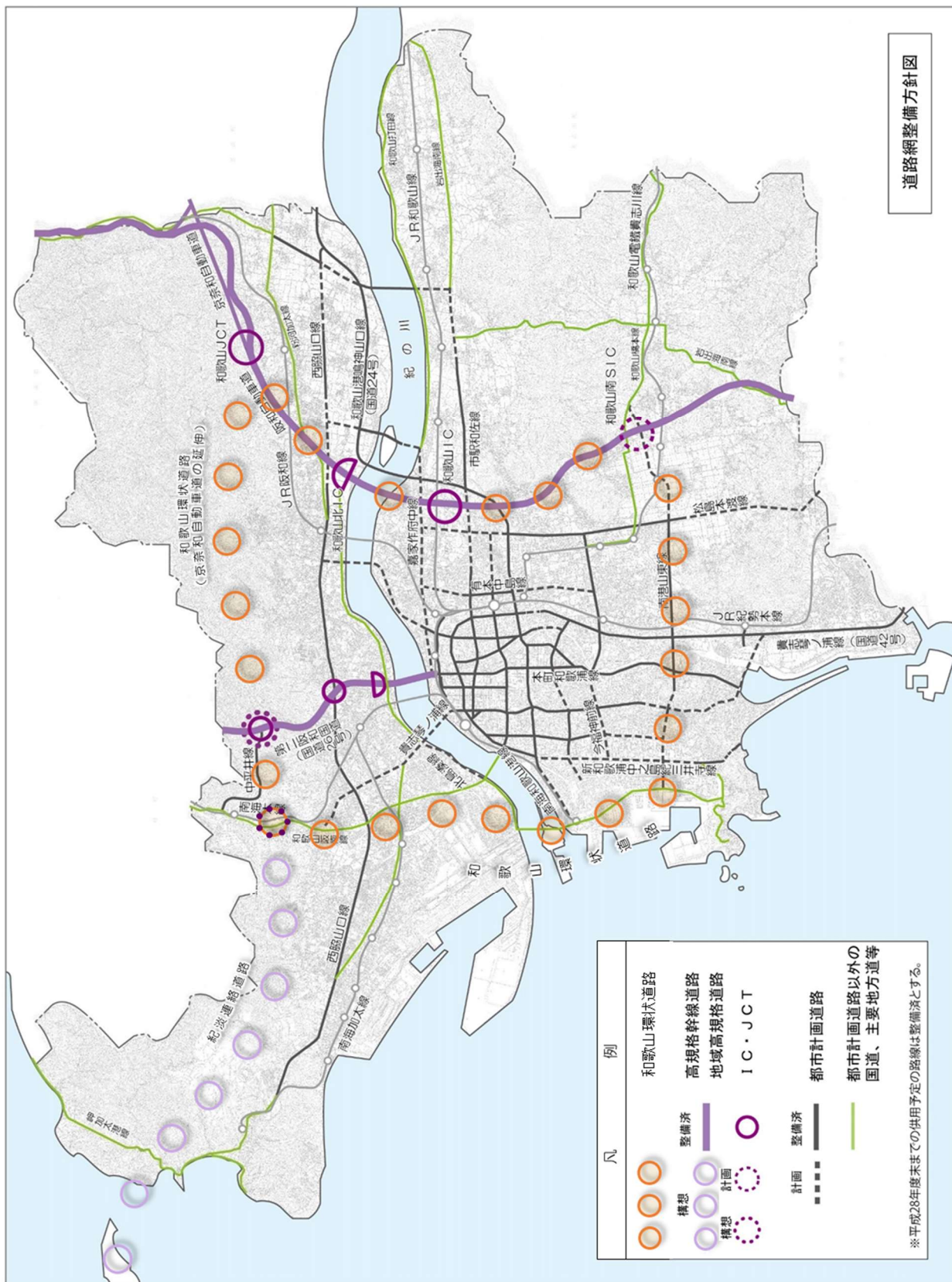


・一方通行による歩道スペースの確保

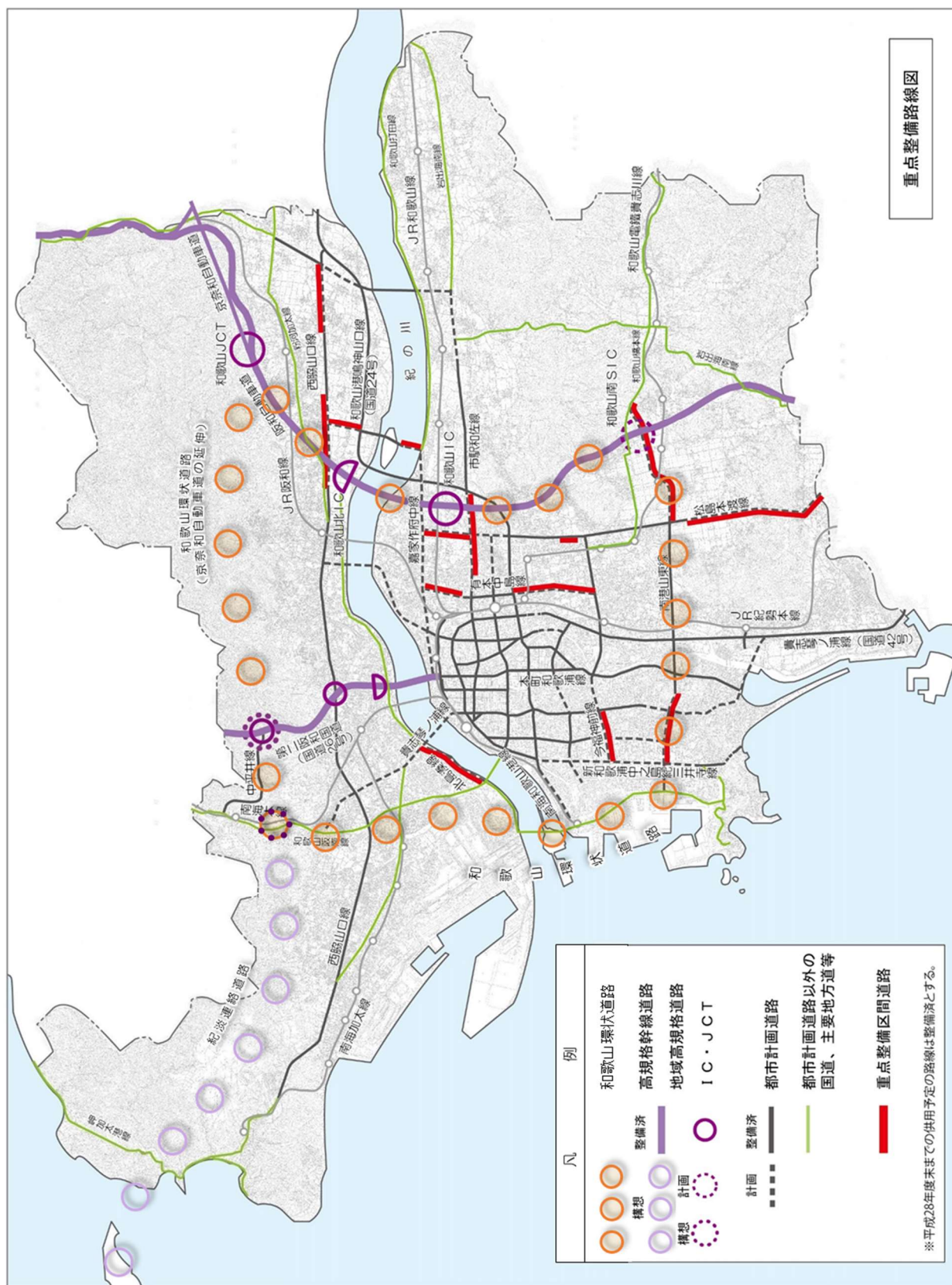


・交通規制（ゾーン30：速度規制）

#### <整備の事例>







## 2) 公共交通機関整備の方針

交通拠点及び市民生活に密接な関係のある主要な施設を結ぶバスの運行については、地域公共交通網形成計画の策定により見直すなど、市民生活や来街者の利便性の向上を図ります。また、地球温暖化防止、環境負荷軽減のため、自家用車から鉄道やバスへの利用転換を促していきます。

交通施設や交通網の整備にあたっては、子供連れ、高齢者や障害者の利用に配慮したユニバーサルデザインとし、また、情報化に対応した交通関連施設などの整備に努めます。

## 3) 駅前広場及び駐車場整備の方針

駅前広場は、JR和歌山駅（東・西）・紀三井寺駅、南海和歌山市駅の4箇所について都市計画決定し、整備を完了していますが、南海和歌山市駅については、市街地再開発事業により交通結節機能の強化を図ります。また、地域の拠点となる駅やバス停については、アクセスの向上を図るため、周辺の環境整備を進めます。

駐車場や自転車等駐車場については、適切な維持管理を行い、必要に応じて整備の検討を行います。

## 4) 港湾の整備の方針

国際拠点港湾和歌山下津港の和歌山市域（和歌山北港区、和歌山本港区）においては、和歌山市の海の玄関口として、また、県北部産業を支える広域的な物流拠点として、人やものの交流の拡大を図り、経済活動を活性化させるため、大型船舶の安全かつ安定的な寄港に資する港湾整備や、周辺道路との連携強化のための臨港道路の整備を促進し、港湾の利便性の向上に努めます。

#### (4) 公園・緑地整備の方針

和歌山市を取り囲む山地の緑や、紀の川や海岸などの水辺の緑は、市の景観の大きな特徴です。この豊かな自然環境を維持・保全し、人々が緑により親しめるような整備を進めます。

公園は、人々にうるおいを与え、快適な居住環境に大きく寄与するとともに、子供たちの遊び場、交流の場であり、また、災害時には避難地機能を有する都市施設です。

公園・緑地の整備にあたっては、樹林地・庭園・花壇・水面などの持つ緑地機能、多目的広場・芝生広場・グラウンドなどの持つ広場機能、災害時の延焼防止・避難地・備蓄・緊急輸送のヘリポートや救援物資集積基地などの防災拠点機能に配慮します。

公園、緑地整備については緑の基本計画において方針を定めていきます。

##### 1) 公園の整備方針

###### ① 都市計画公園の整備及び見直し

都市計画公園では、地域ごとの公園整備状況を把握し、適切な整備を進めるとともに、長期間未着手の都市計画公園については、廃止を含めた見直しの検討を進めます。

###### ② 防災機能の向上

日常生活に身近な公園による緑地機能の向上・確保や、災害時に公園の果たす防災機能の観点からの整備を図ります。

###### ③ 住民意向を取り入れた公園づくり

住民の愛着が生まれる公園づくりをめざし、住民が主体となって管理する組織づくりを支援します。その中で、お年寄りや子供に利用しやすい公園づくり、お年寄りや子供が共に交流できる場としての公園づくりを行っていきます。

## 2) 緑地の整備方針

### ① 水辺空間の緑地整備

紀の川の河川敷に公園・緑地・広場を整備し、緑のオアシス、親水空間の形成に努めます。その他の河川、海岸の水辺空間においても、自然豊かな親水空間として保全、整備を進めます。

### ② 緩衝緑地の整備

工業地帯と住居地との間には、緩衝緑地を設けるなど良好な住環境の保全に努めます。

## 3) 自然緑地の保全方針

### ① 後背山地の保全

市街地背後を取り囲む山地や丘陵地の豊かな自然を保全、維持します。

### ② 市街地内緑地の保全

和歌山城、秋葉山、和歌公園の市街化区域内に存する山林は、風致地区に指定しており、今後とも良好な風致の維持に努めます。

## 4) 緑地機能の確保

### ① 生産緑地地区

市街化区域内各所の農地において、生産緑地を活用し、都市の緑地機能、オープンスペース機能及び防災機能をもつ空間機能を確保します。

### ② 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区では、都市における良好な自然的環境となる緑地として、建築行為など一定の制限により豊かな緑を将来的に継承します。

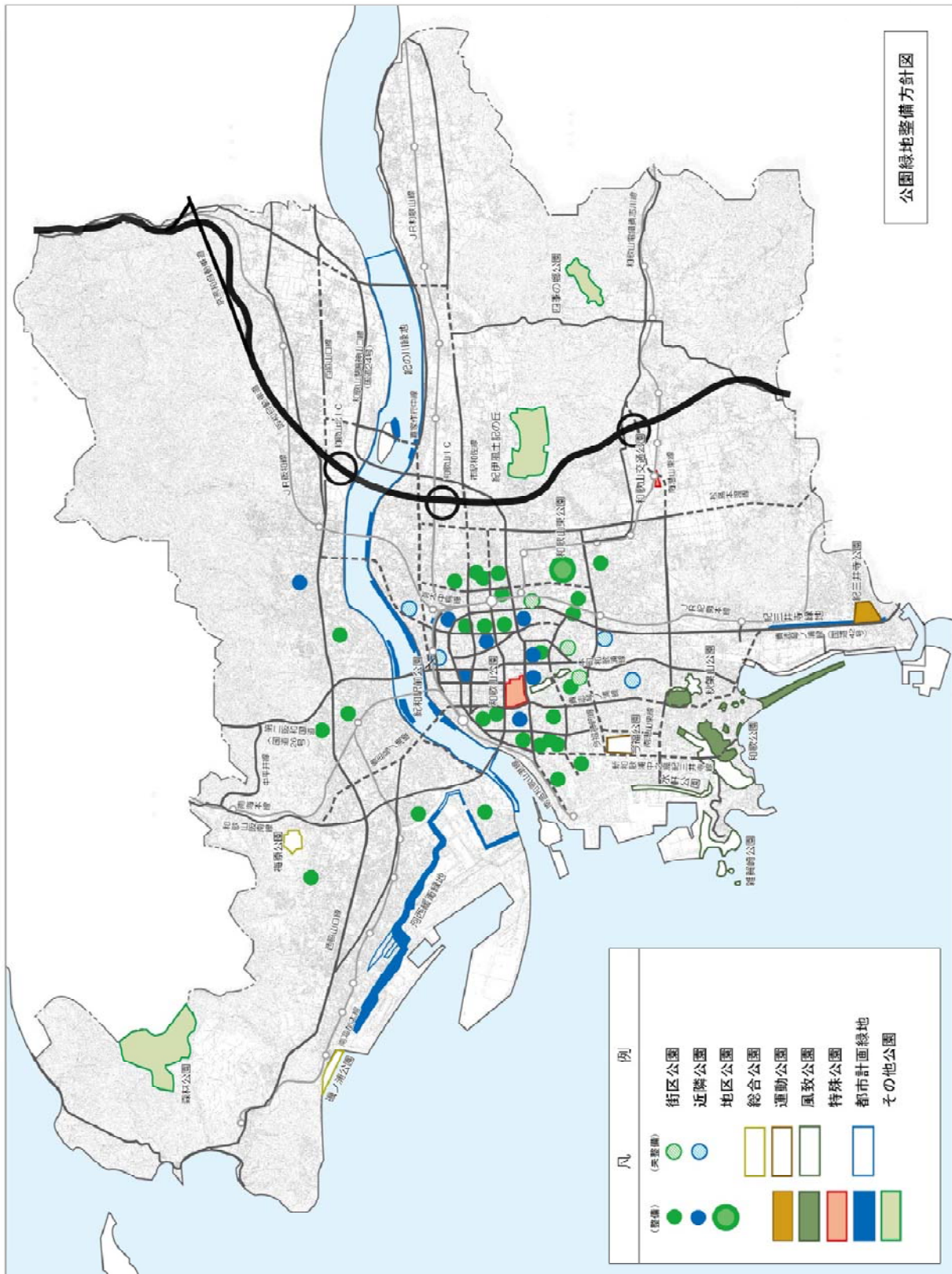
## 5) 市街地緑化の促進

### ① 緑のネットワークの形成

都市公園等の適切な配置、緑化を推進するとともに、河川、道路、学校などの公共空間の緑化を推進することで、市街地内における緑のネットワークを形成し、生態系の保全や地球環境への配慮を行います。

### ② 市民主体の緑化活動の推進

緑化関係のイベント情報や、知識等をインターネットから発信することにより、都市緑化の啓発を進め、住民、事業者の自主的な緑化活動を促進します。



## (5) 河川・下水道整備の方針

### 1) 河川整備の方針

和歌山市には、市域を東西に流れる一級河川紀の川、及び紀の川水系の支川が流れています。

紀の川左岸（南部）の河川は、和歌山市中心部を流れる都市河川で、流域のほとんどは平野部にあり、紀の川右岸（北部）の河川は、和泉山脈を源流とする比較的急勾配の河川となっています。

河川の改修にあたっては、近年、浸水被害があった河川から優先的に改修を行い、また、流れが阻害されている場所についても改修、浚渫を進めます。

#### ① 治水、利水、環境保全やレクリエーション空間の提供

水害防止の観点の治水、多様な水資源の利用の観点の利水、環境保全やレクリエーション的利用などの水辺空間の提供の3つの観点から河川整備を行います。

#### ② 洪水等による災害の防止

和歌山市の市街地部は、大部分が紀の川水系によって形成された低地の上にあり、水害に弱いことから、河道拡幅や堤防強化などの整備を促進します。

#### ③ 利水の確保

和歌山市における上水、工業用水、農業用水は、紀の川からの取水と地下水でまかなわれており、水質の保持と安定供給に配慮します。

#### ④ 親水空間の創出

河川空間は人と自然がふれあえる貴重な空間であり、水辺に近づきやすい工夫や、高水敷を利用したせせらぎ、親水護岸、遊歩道等の整備などの親水空間の整備に努めます。

#### ⑤ 自然環境、生態系の保全

河川整備にあたっては、低水護岸に植生の導入や環境配慮ブロックの採用などによる水生生物の生息への配慮など、動植物の生息地、生育の場として良好な環境の保全、再生に努めます。

また、良好な景観形成、良好なレクリエーション空間の提供などの河川空間が有する多面的機能の保全整備に努めます。

#### ⑥ 住民との連携、川を活かしたまちづくり

地域住民にとって豊かで魅力ある河川とするため、河川整備の実施に先立ち調整を行うなど、地域住民と連携した川づくりを進めます。

## 2) 下水道の整備の方針

市民が快適な都市生活を実現するため、公共下水道の整備を効果的、効率的に推進します。

## ① 公共下水道（污水）

市街化区域を中央・和歌川・北部の3処理区に分け、公共下水道（污水）の整備を推進しており、平成27年度現在、都市計画決定面積6,087ha、整備面積2,510.3ha、整備率41.2%となっています。今後も引き続き、計画的に整備を行い、整備率の向上に努めます。

## ＜公共下水道（污水）計画及び事業進捗状況＞

		全処理区	中央処理区	和歌川処理区	北部処理区	備 考
都市計画決定	計画面積(ha)	6,087	2,961	468	2,658	
	分流式	5,264	2,469	137	2,658	
	合流式	823	492	331	0	
	計画人口(人)	328,000	171,000	29,000	128,000	
事業計画	計画面積(ha)	3,613	2,080	468	1,065	
	分流式	2,790	1,588	137	1,065	
	合流式	823	492	331	0	
	計画人口(人)	179,200	105,600	24,500	49,100	
整備量	整備面積(ha)	2,510.3	1,593.5	398.3	518.5	
	整備率(%)	41.2%	53.8%	85.1%	19.5%	整備面積／計画面積（都市計画決定）
	対事業計画整備率(%)	69.5%	76.6%	85.1%	48.7%	整備面積／計画面積（事業計画）

（平成28年3月現在）

## ② 公共下水道（雨水）

雨水処理のため、雨水ポンプ場 26 箇所、合流ポンプ場 3 箇所を計画していますが、のうち雨水ポンプ場 16 箇所、合流ポンプ場 3 箇所が既に稼働しています。今後も引き続き、計画的な整備に努めます。

## ＜公共下水道（雨水）計画及び事業進捗状況＞

		全処理区	備考
都市計画決定	計画面積 [ha]	5,368	
	分流式	4,545	
	合流式	823	
事業計画	計画面積 [ha]	4,839	
	分流式	4,016	
	合流式	823	
整備量	ポンプ場 <small>（稼働済）</small> [箇所]	19	計画数：29
	分流式	16	計画数：26
	合流式	3	計画数：3

（平成 28 年 3 月現在）

## ③ 集落排水処理施設

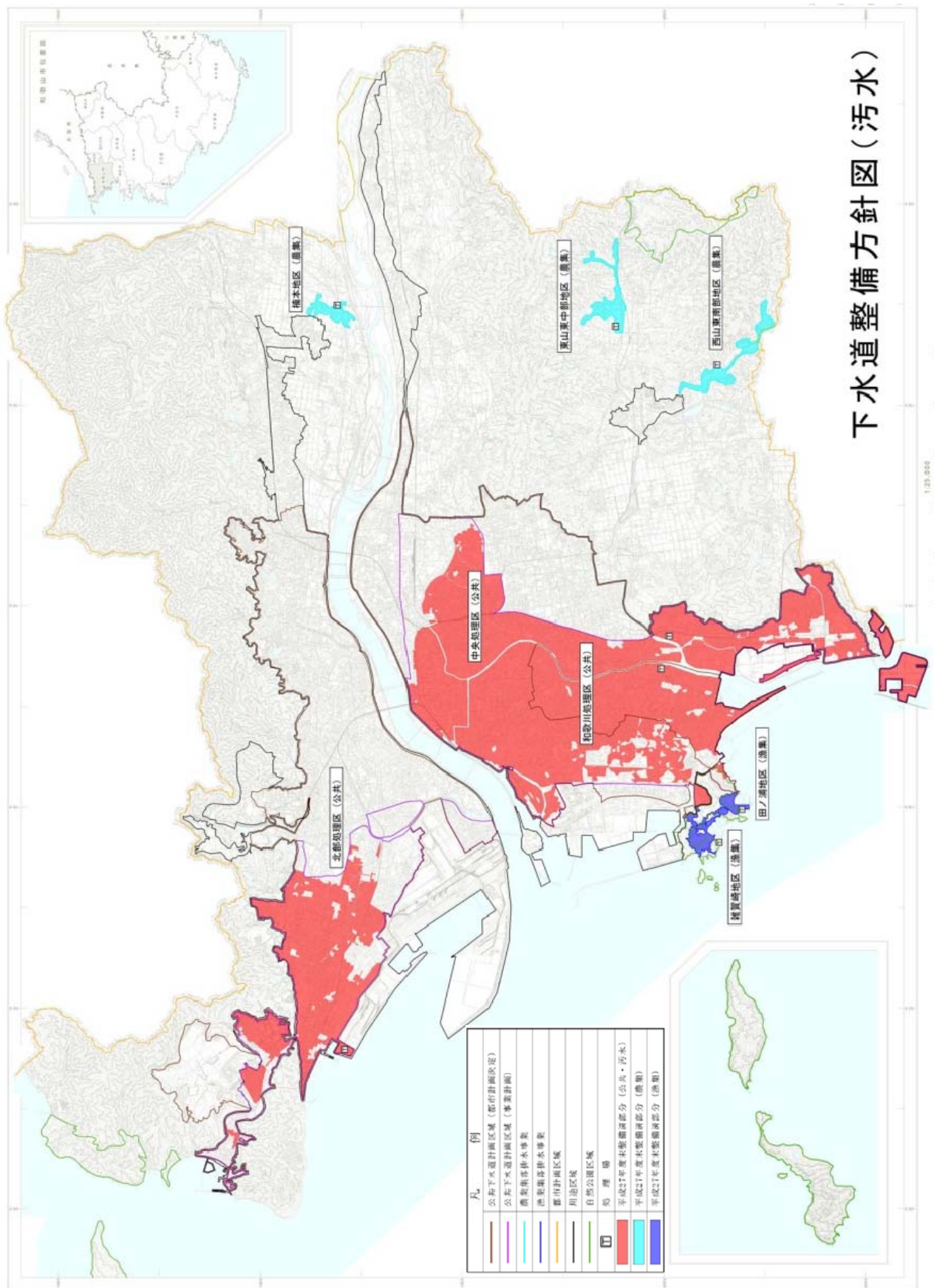
農業集落排水処理施設（東山東中部・楠本・西山東南部）及び漁業集落排水処理施設（雑賀崎・田ノ浦）を供用しています。

## ④ その他

公共下水道区域外、集落排水処理施設地区外については、合併処理浄化槽の普及の推進などにより、地域水系の水質保全をめざします。



# 下水道整備方針図(汚水)



## (6) その他都市施設整備の方針

### 1) 上水道整備の方針

和歌山市の水道事業は、豊かな市民活動及び都市活動を支える重要なライフラインとして、将来にわたり、いつでも安心・安全な水を安定かつ効率的に供給するために、水道使用者の視点に立った運営の基本的な指針である「和歌山市水道ビジョン（平成21年3月）」に基づき進めていきます。事業運営に関しては安定給水の確保、災害対策の強化、安全でおいしい水の供給、お客さま満足度の向上、環境対策の推進を行います。

また、財政運営に関しては財政基盤の強化、経営の効率化を行います。組織運営に関しては、組織力・技術力の向上を行います。

- 浄水施設の統廃合を進めるとともに、老朽化施設の更新及び既存施設の耐震化整備を推進します。
- 配水池の耐震化及び緊急遮断弁の整備を進め、地震災害時における飲料水の確保を図ります。
- 送水管・配水本管等の基幹管路の耐震化を優先的に推進します。
- 老朽配水管等の更新を行うとともに、漏水防止に努めます。

### 2) ごみ処理施設整備の方針

市民、事業者、行政等がそれぞれの立場で、ごみの減量化、分別回収、再資源化を促進し、ごみ発生量の抑制、リサイクル率の向上に努めます。

本市には、現在、青岸清掃センターのごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場があり、施設の老朽化や周辺環境の状況に応じて、低炭素型の施設への更新や再資源化施設への転換及び見直しを行い、循環型社会への転換を進めます。

### 3) 市場、火葬場整備の方針

中央卸売市場については、生鮮食料品等の円滑な供給と、消費生活の安定を図るために必要な機能の充実を図ります。

火葬場については適切な維持管理に努めます。

## (7) 景観形成の方針

和歌山市が持つ良好な景観を、市民、事業者、行政の協働により保全し、創造し、将来に継承していくことにより、市民生活の向上や地域経済と地域社会の健全な発展を目指し、景観条例及び景観計画に基づき、総合的な景観施策に取り組んでいきます。

また、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観である「都市の風致」の維持及び地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境である「歴史的風致」の維持向上に努めるものとします。

### 1) 景観形成の理念

紀の川・紀伊水道の豊かな自然、古墳・万葉・城下町の歴史・文化を礎とした美しく風格のある和歌山市の景観づくり

### 2) 景観形成の目標

#### ① 紀の川の下流域に形成された山地や川、海（湾）などの豊かな自然を大切にす

紀の川に生まれ、紀伊水道の海（湾）に面した骨格となる豊かな自然を、本市独自の景観の魅力として大切に守り育みます。

#### ② 古墳・万葉の時代から城下町を経て永く積み重ねられてきた歴史・文化を再認識し、まちづくりに活かす

古墳・万葉の時代から城下町の時代へと、永きにわたって脈々と積み重ねられてきた本市の歴史・文化の蓄積にまなざしを向け、これからのまちづくりに積極的に活かします。

#### ③ 日々の暮らしや活動の中で育まれる景観にもまなざしを向け、まちとの関係を意識した景観形成に取り組む

日々の暮らしや事業活動の中で育まれる景観にもまなざしを向け、それらの一つ一つが景観を形づくっていることを認識し、自然や歴史、市街地形成の経緯や周辺の環境など、まちとの関係を意識した景観形成に取り組みます。

#### ④ 良好な景観の形成に向けて、市民、事業者、行政が力をあわせてまちづくりに取り組む

景観は、様々なまちづくりの積み重ねの結果としてでき上がっているものであり、各主体が力をあわせて景観を意識したまちづくりに取り組めます。

## (8) 住宅整備・供給の方針

住宅は、市民生活の基本となるものであることから、都市政策と住宅政策の連携を強化し、豊かな市民生活を送ることができるように、良好な住環境の創出や、良質な住宅供給に努めます。また、本格的な少子高齢化社会の進展に向け、人口定着を促す住宅整備に向けた取り組みを進めます。

### ① 都市計画と住宅政策の連携強化

住宅は、都市の大部分を構成する社会資源であり、都市計画を行ううえでも重要な要素の一つです。都市計画と住宅政策との連携を強化し、住宅と住環境の質の向上に努め、快適に永く住み続けられるまちづくりに努めます。

### ② 安心・安全な住宅、住宅地の確保、整備

防火地域、準防火地域や建築基準法第22条の規定による屋根不燃化区域の指定などにより、建築物更新時における不燃化を図ります。また、耐震診断や耐震改修の補助など、老朽木造住宅の耐震化を促進します。

4m未満の細街路が集中した地区や住宅密集地などについては、建築基準法第42条の規定による建築物更新時のセットバックを基調とした防災性の向上を図ります。

さらに、漁村集落等の建物更新が困難な地域については、地理的な特殊性を勘案し防災性の向上を検討します。

また、高齢者や障害者に配慮した住宅については、バリアフリー整備を促します。

### ③ 市営住宅の居住水準の向上

老朽市営住宅の建替え、景観改善、住環境改善を計画的に進めるとともに、整備時にはバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したものとします。

### ④ 多様なライフスタイルに対応した住宅づくり

多様性のある住宅と住環境を整え、様々な価値観を持ったライフスタイルの人々に対応した住宅づくりに努めます。

周辺市街地では、日照、通風、採光、景観、プライバシーなどに配慮して、低層住宅と中高層住宅が共存できる住宅地をめざします。

農地の多い新興市街地では、ゆとりのある田園環境と調和した住宅の建設等を促します。

### ⑤ 空き家対策

適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置を適切に講じるとともに、地域資源としての活用を促進するため、空き家の所有者・行政・市民・事業者等が相互に密接な連携を図りつつ情報の収集・整理を図ります。

## (9) 人にやさしい都市づくりの方針

少子高齢化社会を向かえ、高齢者をはじめ障害者、傷病者、子供、妊産婦や外国人など、全ての人が社会参加や交流ができるよう、バリアフリー環境の整備や交通安全対策の推進によりユニバーサルデザインの実現に努めます。

### ① バリアフリー環境の整備

高齢者や障害者が参画する多様な社会参加活動を進めるため、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園などの公共施設におけるバリアフリー環境の整備を進めます。

鉄道駅、バスターミナル等の交通施設や周辺地区などにおいて、関係事業者の協力を得ながら交通施設のバリアフリー化や、主要施設を結ぶルート上のバリアフリー化を促進します。

主要なターミナルや公共施設、及びそれらを結ぶルート上の歩道や建物等では、段差解消、休憩場所の設置、音声・点字・外国語表記などの案内情報の充実などのユニバーサルデザイン化を促進します。

また、高齢者や障害者が安心して安全に暮らせる住宅のバリアフリー化を促進します。

### ② 交通安全対策の推進

歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、歩行者自転車通行空間の整備などを推進します。

歩道上の駐車・駐輪、立看板、商品陳列など、障害者や高齢者をはじめとする歩行者にとって危険な行為を防止するための啓発運動を地域住民と行政が一体となって推進します。

道路や交通安全施設の整備とともに、地域住民の交通安全意識の向上を推進します。

### ③ 防犯意識の向上

安心して安全に暮らせるまちづくりの推進のため、防犯灯の設置、公園・緑地の死角部分の解消など、防犯環境の整備を推進します。

近所づきあいの多い地域やコミュニティの形成されている地域では、空き巣被害が少なく地域の防犯効果が高いため、公園やコミュニティセンター等を活用し、住民が集い交流する機会を増やし、地域住民のコミュニティの形成を促進します。

## (10) 安心で安全な都市づくりの方針

すべての災害から市民の命を守り、安心して安全な日常生活が送れるような、誰もが住み続けられるまちづくりをめざします。

### ① 災害に対する取組み

和歌山市地域防災計画に基づき、避難所・避難場所、避難経路、防災拠点、緊急輸送道路などの整備を進めると共に、「東日本大震災」の教訓をもとに、南海トラフで発生する巨大地震や中央構造線の地震に備えて、道路整備をはじめとする防災機能を有した都市空間整備など地震・津波等の災害に対応するための検討を進めていきます。

### ② 建築物の安全化に対する取組み

和歌山市住宅・建築物耐震化促進計画に基づき、公共建築物や民間住宅の耐震化の促進に努めます。

### ③ 道路整備等に対する取組み

都市計画道路等主要な幹線道路は、市街地大火時の延焼遮断帯機能、主要避難路や緊急輸送道路としての機能を持っており、緊急輸送道路の無電柱化の推進など防災機能に配慮した道路の整備を推進します。

生活道路は、避難路としての機能を持つ身近な公共空間としての整備に努めます。

公園・緑地については、避難場所、防災拠点、オープンスペースとしての防災機能を有しており、整備に際しては機能に応じた内容の整備に努めます。

### ④ 安全なまちづくりに向けた都市計画の取組み

市内全域に建築基準法第22条の指定による屋根不燃化区域を指定しています。また、ぶらくり丁及びJR和歌山駅から和歌山城にかけては防火地域を、中心拠点周辺や和歌山大学前駅周辺には、準防火地域を指定しています。これらに基づき、建物の更新時における建築基準法の規定による不燃化の促進を図ります。

住宅などの密集した地域については、建築基準法の規定による建物の更新時におけるセットバックにより、道路空間を創出することを基本にしながら、地域の状況に応じて道路、広場などの整備を検討します。

